

決議案第8号

ストーカー殺人の慰謝料請求事件について早期解決を求める決議

平成24年11月6日、逗子市内でストーカー殺人が発生し、女性が殺害され、犯人は犯行後に自殺している。

被害女性は長年にわたりストーカーから脅迫メール等を送られ、警察に被害届を出し、加害者である男性は逮捕された。裁判では懲役1年、執行猶予3年の有罪判決を受けた。また、被害女性は転居先を特定されないように逗子市に対し住民基本台帳の閲覧制限を申請した。

しかし、加害男性は探偵を通じて調査会社に依頼し、被害女性の夫を装い逗子市役所から住所を聞き出し、被害女性宅を特定。犯行に及んだものである。

事件発生後、市長は記者会見に顔を出さず、市当局は、当初の段階では、市役所からの情報漏えいを認めなかった。しかし、事件の捜査も進み、刑事裁判で調査会社経営者が偽計業務妨害で2年6か月、執行猶予5年の有罪となり、その後市長は被害女性の夫に謝罪をした。

ストーカー殺人事件は、平穏な暮らしを望んでいた一市民の女性が、凶悪な犯罪で命が奪われたものである。

現在、被害女性の夫から、逗子市に対し、謝罪と慰謝料請求の裁判が起こされ、和解協議は不成立となったことから平成30年1月にも判決が下ろうとしている。

よって、逗子市議会は、市長に対し、ストーカー殺人事件の被害者家族が提起している慰謝料請求事件の判決を真摯に受け止め、被害者家族が納得でき、平穏な暮らしを取り戻せるように早期解決を求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成29年12月14日

逗子市議会